

年 月 日

関係各位

中部人学第一高等学校
校長 家 泰 弘
(公印略)

各種証明書について（お願い）

学校教育法施行規則第15条②、③及び平成5年7月29日付け文部省初等中等教育局高第202号「学校教育法施行規則の一部改正について」の通達により、指導要録の「学籍に関する記録」の保存期間は卒業後20年間、「指導に関する記録」の保存期間は卒業後5年間と定められています。

よって、「学籍に関する記録」にもとづく証明書（修得学科目証明書・単位修得証明書・在籍証明書）は卒業後20年を越えた場合、「指導に関する記録」にもとづく証明書（進学調査書・成績証明書）は卒業後5年を越えた場合、発行をすることができません。

関係法令の遵守及び個人情報保護の観点からも、ご理解をたまわりたくお願いいたします。